

<避難住民の方向け>

①対象区域

問15. 警戒区域の住民は、一時立入においてビニール袋一袋分の荷物しか持ち出せないなど、計画的避難区域の住民等と比較してより大きな不利益を被っており、賠償内容に差を設けるべきではないか。

(答)

1. 中間指針では、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とするのが妥当とされています。
2. そこで、長期間の避難等を余儀なくされた方々については、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていることなどから、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが妥当とされ、原則として避難等をした区域の種類によっては特に差は設けられていません。

問16. 警戒区域内でも、3km圏内の住民は一時立入の対象外とされているなど、それ以外の住民と比較してより厳しい状況におかれており、何らかの追加的な賠償を行うべきではないか。

(答)

1. 中間指針では、年齢や世帯の人数あるいはその他の事情により、各避難者が現実に被った精神的苦痛の程度には個人差があることは否定できないものの、全員に共通する精神的苦痛につき賠償対象とするのが妥当とされています。
2. そこで、長期間の避難等を余儀なくされた方々については、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていることなどから、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが妥当とされ、一時立入の可否から特に差は設けられていません。

問 17. (6)の「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」とは具体的にはどこを指すのか。

(答)

南相馬市が、事故直後の平成23年3月16日に、市民の生活の安全確保等を理由として、独自の判断に基づき、住民に対して一時避難を要請した区域のうち、避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除いた区域を指します。

問 18. (4) (緊急時避難準備区域) の住民と(6) (地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域) とで、賠償対象となる損害の範囲や始期・終期等に差がある場合には、その内容と根拠如何。

(答)

1. 両区域とも、避難等した方について基本的に避難費用や避難等に伴う精神的損害の賠償などが認められることや、避難等の有無にかかわらず営業損害や就労不能等に伴う損害などが認められることに違いはありません。
2. 他方、避難費用等の始期については、(4)の区域から平成23年6月20日以降に避難を開始した方のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等の方については避難した日が始期となりますが、同年6月19日までに避難を開始した方や(6)の区域から避難した方については本件事故日(同年3月11日)が始期となる点に違いがあります。
3. また避難費用等の終期についても、次のような違いがあります。すなわち、(4)の区域については、政府は、平成23年4月22日に緊急時避難準備区域を設定したものの、未だ同区域の解除はされていませんから、将来、同区域の解除がされた後、相当期間を経過した時点が終期となると考えられます。

一方、(6)の区域については、南相馬市は、平成23年3月16日に市民に対して一時避難を要請し、同年4月22日、自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する旨の見解を示しました。そのため、住居に戻るまでに通常必要となる準備期間

が経過した後の7月末が終期の目安となるとされています。  
但し、区域内の学校等に通っていた児童等が避難を余儀なく  
されている場合には、8月末が目安となるとされています。

## ②避難等対象者

問 19. [避難等対象者]について、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域から同区域外に避難を開始した者を子供、妊婦等に限っているのは何故か。

(答)

1. 緊急時避難準備区域は、緊急時以外は、屋内退避や自力での避難が常に求められるものではなく、また、外出や屋外での作業、居住なども差し支えない区域です。
2. しかし、緊急時には屋内退避や自力での避難が求められ、緊急時における避難が困難な子供、妊婦、要介護者、入院患者等については、引き続き区域内に立ち入らないことが求められています。
3. したがって、これらの者に関しては、二次指針追補が発表された平成23年6月20日以降に避難を開始した場合であったとしても、そのような行動を選択することも合理的であると考えられるため、これらの者の避難費用等は損害賠償の対象とされています。

③検査費用（人）

問20. ここでいう検査費用には、自治体等が実施する健康診断を受けた場合も含まれるのか。

（答）

1. 中間指針では、本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、これらの者が負担した検査費用は、賠償すべき損害と認められるとされています。
2. 自治体等が実施する健康診断を受けた場合において、受診者に実損が生じていないときは、賠償すべき損害には含まれません。

問 2 1. 避難等対象者以外で、避難指示等区域内で復旧作業等を行った者などが自ら健康診断を受けた場合は、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針では、避難等対象者又は対象区域内滞在者（対象区域内に住居がある者で避難しなかった者）が放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で受けた検査は、賠償すべき損害と認められています（中間指針第3の1）が、これらの者以外の者が受けた検査等については、中間指針では明示されておりません。
2. 但し、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされているところ、避難等対象者以外で、避難指示等区域内で復旧作業等を行った者などが自ら健康診断を受けた場合についても、個別具体的な事情に応じて本件事故と相当因果関係のある損害と認められ得るものと考えられます。
3. なお、放射線業務に従事する労働者に対しては、事業者が、法令に基づき、放射線に係る健康診断を行わなければならないこととされています。



#### ④避難費用

問 2 2. 避難指示等がなかった区域から避難した住民の避難費用などは賠償の対象とならないのか。

(答)

1. 中間指針では、政府による避難指示等があった区域から避難した住民の損害を類型化し、その範囲等を示しています。
2. 中間指針で対象とされなかった損害が直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ると考えられます。
3. なお、避難指示等がなかった区域から自主避難された住民の避難費用の指針上の取扱いについては、審査会において今後検討される予定となっています。

問 2 3. 避難指示等を受ける前に自主的に避難を行った場合でも賠償を受けられるのか。

(答)

避難指示等の対象区域に住居のある方について、事故発生後であれば、避難指示等を受ける前に自主的に避難した場合であっても、これを賠償の対象から除外すべき合理的な理由はないことから、事故発生後の避難費用等は賠償の対象となるとされています。

問 2 4. 避難中に宿泊したホテル等の宿泊費は支払われるのか。いくらまで支払われるのか。

(答)

1. 中間指針では、避難中の宿泊費（ホテル代等を含む。）や宿泊に付随して負担した費用が賠償すべき損害として認められるとされています。
  
2. 現実に負担した費用につき必要かつ合理的な範囲で負担した宿泊費であれば賠償が認められ、特に上限がいくらとは決められていません。なお、領収証等の紛失により損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計し、損害額を立証することも認められるべきとされています。

問 2 5. 自治体が提供する避難先ではなく、アパート等を自ら探して避難した場合にも、賠償してもらえるのか。

(答)

1. 中間指針では、避難中の宿泊費（アパート等の家賃も含む。）や宿泊に付随して負担した費用が損害として認められるとされています。
2. 現実に負担した費用につき、必要かつ合理的な範囲で負担した宿泊費であれば賠償対象と認められます。

問26. 県が実施する、自主的にアパート等を借りた避難者に対する支援措置の対象とならない者（家賃6万円以上の物件に入居した者等）の家賃は、賠償の対象となるのか。

（答）

1. 中間指針では、避難中の宿泊費（アパート等の家賃も含む。）や宿泊に付随して負担した費用が損害として認められるとしています。
2. したがって、県が実施する避難者に対する支援措置の対象とならない、自主的にアパート等を借りた者の家賃相当額については、それが必要かつ合理的な範囲内であると認められる場合には、賠償の対象となります。

問 27. 屋内退避が解除されたが、都合により避難先に当分の間留まることにしたい。この場合、宿泊費等の避難費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針では、屋内退避区域が解除されたものの、引き続き計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域については、同区域から避難された方の宿泊費等の避難費用は賠償の対象になるとされています。
2. 今後、これらの区域に係る指示等が解除された場合には、解除から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象となりません。
3. 一方、屋内退避区域の指定が解除された後、避難指示等の対象外となった区域については、特段の事情がある場合を除き、平成23年7月末以降を目安としてそれ以降の避難費用は賠償の対象となりません。但し、区域内の学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は、同年8月末までを目安とするとされています。

問28. 応急仮設住宅での光熱水道費は避難費用として賠償の対象とならないのか。

(答)

1. 原子力損害として賠償対象となる費用としては、本件事故がなければ負担していなかったはずのものが本件事故のせいで負担せざるを得なくなった費用などが考えられます。
2. 普通の日常生活でも各人が負担せざるを得ない光熱水道費は、本件事故がなくても負担せざるを得ない以上、原則として、原子力損害として賠償の対象になりません。
3. 但し、例外的に、普通の日常生活で負担していた光熱水道費よりも仮設住宅での光熱水道費の方が高額になっている場合には、その差額分のみは、一般論としては賠償対象となり得ます。しかし、中間指針では、この場合の光熱水道費の増加分を含めた「生活費増加分」についても、避難に伴う精神的損害と合算して、一括して賠償額が算定され、その分も含め、慰謝料として支払われるとされています。

問29. 「生活費の増加分」として加算される賠償額はいくらか。

(答)

1. 中間指針では、「生活費の増加費用」として、避難等により増加した食費等があれば、その増加分が賠償の対象となり得るものとされています。
2. 但し、その「生活費の増加費用」は、対象者の大多数に発生すると思われる上、通常はさほど高額となるものではなく、個人差による差異も少ない反面、その実費を厳密に算定することは實際上困難であることなどから、通常範囲のものは、精神的損害に加算し、加算後の一定額をもって両者の賠償額として算定されます。したがって、加算される賠償額を特定の金額でお示しすることはできません。
3. なお、特に高額な「生活費の増加費用」の負担を余儀なくされた場合には、その高額な費用を負担せざるを得なかった特別の事情がある場合にのみ、別途、必要かつ合理的な範囲内で、その実費の賠償が認められます。



問30. 避難費用に関して、領収書を保存していないが、損害賠償額はどのように算定されるのか。

(答)

1. 中間指針では、領収書等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきであるとされています。
2. 具体的には、例えば、自らが所有する車で避難した場合の交通費であれば、避難先までの移動距離からそれに要したガソリン代等を算出し、また宿泊費等であれば、当該宿泊場所周辺における平均的な宿泊費等を算出してこれを損害額と推計するなどの方法で立証することが考えられます。

問 3 1. 避難費用が、避難指示等の解除から相当期間経過後には賠償対象ではなくなるのは何故か。

(答)

1. 原子力損害として賠償対象となる避難費用は、本件事故による避難指示等により、避難を余儀なくされている間に生じた費用であり、避難を余儀なくされたとは認められない期間の避難費用は賠償の対象とはなりません。
2. したがって、避難指示が解除された後、帰宅するまでの準備等に通常必要と考えられる期間（相当期間）が経過すれば通常はその間に帰宅することが可能であることから、それ以降は原則として賠償の対象とは認められないと考えられます。

問 3 2. 相当期間経過後も賠償が認められる「特段の事情がある場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。

(答)

「特段の事情がある場合」とは、例えば、避難中に健康を害し自宅以外の避難先等で療養の継続が必要なため帰宅できない場合などを指すとされています。

問 3 3. 屋内退避区域の解除後、緊急時避難準備区域に設定されなかった区域及び南相馬市における相当期間を平成 2 3 年 7 月末（一部 8 月末）までとした根拠は何か。

（答）

この場合の避難指示等解除後の相当期間については、公共施設の復旧状況のほか、住民の帰還状況等を踏まえ、避難先から帰宅するまでに通常必要と考えられる合理的な期間として原則平成 2 3 年 7 月末まで、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされている場合は同年 8 月末までを目安とすることとされています。

問34. 南相馬市の例を踏まえると、緊急時避難準備区域等の他の区域における避難指示等解除後の「相当期間」とは、実際には何ヶ月程度になるのか。

(答)

緊急時避難準備区域等の解除後における相当期間については、それらの区域の指定が解除された後、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会で検討されるものと考えています。

## ⑤一時立入

問35. 一時立入の際に遠方から飛行機で駆けつけ、前泊/後泊をした場合の費用は賠償の対象となるのか。また、一時立入でペットの移動費用や自家用車の移動費用は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針では、一時立入に参加するために参加者が自己負担した交通費については、必要かつ合理的な範囲内において、賠償の対象となるとの考え方が示されています。
2. その際に前泊・後泊が不可欠な場合は、その宿泊費についても合理的な範囲で賠償の対象となるとされています。
3. また、一時立入時におけるペットの移動費用や自家用車の移動費用についても、必要かつ合理的な範囲内において、賠償の対象となると考えられます。

問36. 一時立入の際の費用として交通費、宿泊費に加えて、人件費相当分（一時立入により、就労できなかったことによる給料減少分等）は賠償の対象にならないのか。

（答）

1. 中間指針では、一時立入の参加に要する交通費等の費用については、本件事故により避難等を余儀なくされた者が、住居から当面の生活に必要な物品の持ち出し等を行うために必要な費用であることから、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることができるとされています。
2. 他方、一次立入により就労できなかったことによる給料減少分（人件費相当分）は、このような一時立入の際の費用には該当しないため、中間指針では賠償の対象とされていません。

問37. 車を警戒区域内から持ち帰った場合、放射線で汚染されて毀損した価値は賠償されるのか。

(答)

中間指針では、本件事故の発生時に政府による避難等の指示があった区域にあった財物について、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲内の追加的費用は、賠償すべき損害と認められています。



問38. 警戒区域以外にある避難指示等区域内の自宅に一時帰宅した際に要した交通費、宿泊費等は賠償の対象となるのか。

(答)

1. この場合の交通費、宿泊費等は、警戒区域内の住居に一時立入するための費用には該当しません。
2. 但し、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされています。したがって、避難等対象者が「一時立入」とは関係なく一時帰宅した際の交通費、宿泊費等も、避難等による生活費の増加分として賠償対象となる可能性はありますが、この増加分は原則として避難に伴う精神的損害と合算して一括して賠償額が算定され、その分も含めて慰謝料として支払われることとされています。

## ⑥生命・身体的損害

問39. ここでいう「精神的障害」には、PTSDやうつ病も含まれるのか。

(答)

避難等を余儀なくされたため、本件事故と相当因果関係がある精神的障害であれば、PTSDやうつ病も含めて、賠償すべき損害と考えられます。

## ⑦精神的損害

### (a) 対象

問40. 精神的損害として、一人月額12万円が目安とされる「避難所等」には、具体的にどこが含まれているのか。

(答)

中間指針では、特に避難当初の長期間にわたる避難生活において、生活環境・利便性・プライバシー確保の点からみて相対的に過酷な生活状況であったと考えられる避難所・体育館・公民館等が示されています。

問 4 1. 緊急時避難準備区域で避難をしていない住民も多大な精神的苦痛を被っており、避難した住民との公平性の観点からも、かかる精神的苦痛について賠償の対象とすべきではないか。

(答)

1. 緊急時避難準備区域から避難をされた住民の方については、長期間の避難等を余儀なくされたことで、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害され、精神的苦痛を被っていることから、その精神的損害を賠償すべきとされたものと考えます。
2. 中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るものと考えられます。

問42. 緊急時避難準備区域に指定されたが、特定避難勧奨地点にも新たに指定された。今回、特定避難勧奨地点に設定されたために避難した場合、賠償の対象となるのか。

(答)

今回新たに特定避難勧奨地点に設定され避難した場合は、特定避難勧奨地点から避難した者として、賠償の対象になるとされています。

問 4 3. 特定避難勧奨地点は計画的避難区域と比べて放射線量に有意な差はなく、同地点の残留者も賠償の対象とすべきではないか。

(答)

1. 特定避難勧奨地点については、政府として一律に避難を指示する状況にはなく、生活形態によっては年間20 mSvを超える可能性も否定できないとして、該当する住民の方に対し、政府が、注意喚起、避難の支援や促進を行うとされています。
2. したがって、中間指針では、あくまでも自主的な避難を選択され、実際に避難した方に対し、それに伴って発生した避難費用等の損害を賠償することとされています。
3. なお、滞在者の方についても、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合の検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む。）のように、一定の損害項目については、賠償の対象になるとされています。

問 4 4. 避難までの間、飯舘村等の住民は高い線量の放射線を浴び、健康が心配。このような健康不安については賠償対象となるのか。

(答)

1. 警戒区域等の対象区域からの避難に伴う精神的損害については、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなどの精神的苦痛を考慮し、その損害額が算定されています。
2. そして、実際に避難をした日はそれぞれの事情によって異なっているものの、避難等をする前の生活においても、本件事故発生日以降しばらくの間は、避難後の精神的苦痛に準ずる程度に、正常な日常生活の維持・継続を著しく阻害されることによる精神的苦痛を受けていたと考えられることから、損害発生の始期は平成23年3月11日の本件事故発生日とするのが合理的であると判断され、飯舘村等の計画的避難区域から避難した方についても、避難までの間の精神的損害も賠償対象とされています。
3. 避難に伴う精神的損害の算定に当たっては、放射線の被曝による健康不安は特に考慮要素として挙げられていませんが、中間指針で対象とされなかった損害項目が直ちに賠償の対象とならないというのではなく、その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。但し、その場合には、避難する

前の期間についても、1のように避難等に伴う精神的損害の賠償が認められていることも考慮されるものと思われます。



問45. 精神的損害の算定にあたっては、避難等を余儀なくされたことに伴い、趣味や娯楽等ができなくなったことによる精神的苦痛も考慮されるのか。

(答)

1. 警戒区域等の対象区域からの避難に伴う精神的損害については、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなどの精神的苦痛を考慮し、その損害額が算定されています。
2. 趣味や娯楽等ができなくなったことによる精神的苦痛についても、基本的には、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされたこと等により生じたものと考えられ、中間指針で定められている精神的損害の対象に含まれ得るものと考えられます。

問46. 避難によって家族同然のペットと別れることを余儀なくされたことに伴う、精神的苦痛は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 警戒区域等の対象区域からの避難に伴う精神的損害については、地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなどの精神的苦痛を考慮し、その損害額が算定されています。
2. 避難によってペットと別れることを余儀なくされたことに伴う精神的苦痛についても、基本的には、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされたこと等により生じたものと考えられ、中間指針で定められている精神的損害の対象に含まれ得るものと考えられます。

問 4 7. 子供を持つ家庭は放射線の影響を特に心配しており精神的苦痛は甚大だが、賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針においては、個々の損害に関する損害賠償請求権は個々人につき発生するものであることから、精神的損害の賠償についても、世帯単位ではなく、個々人に対してなされるべきであるとされています。
2. また、中間指針においては、警戒区域等の対象区域からの避難に伴う平穏な日常生活とその基盤の喪失等の精神的苦痛を考慮し、その損害額が算定されていますが、放射線の被曝による健康不安は特に考慮対象として挙げられていません。
3. 中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとされていますので、放射線の影響を心配する精神的苦痛についても、個別具体的な事情によっては賠償対象となる可能性は否定されません。但し、原子力事故や放射性物質の放出に対する一般的・抽象的不安感や危惧感等は、精神的損害として認められるものではありません。また、1. のように、本来は個々人に自己の精神的苦痛に対する賠償が認められるため、子供に対する放射線の影響を理由とするものであっても、子供自身ではなく、子供を心配した親の精神的苦痛というものであれば、更に別途検討すべき問題があると思われます。

問48. 高い放射線量が検出された学校の校庭では、児童・生徒は運動制限等のストレスがたまるが、精神的苦痛として考慮されるのか。

(答)

1. 中間指針においては、警戒区域等の対象区域からの避難に伴う平穏な日常生活とその基盤の喪失等の精神的苦痛を考慮し、その損害額が算定されていますが、児童・生徒に対する学校における運動制限等による精神的苦痛は特に考慮対象とされておりません。
2. しかしながら、中間指針で対象とされなかった損害項目が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、中間指針においても、その他の本件事故による精神的苦痛について、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

(関連問.) 高い放射線量が検出された学校の校庭は避難指示等区域外の地域にも多く見られるが、この場合の精神的苦痛も賠償対象になるのか。

(答)

1. 中間指針においては、避難生活等を余儀なくされたことによる精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められるとされていますが、避難指示等区域外における精神的苦痛については、中間指針では明示されておられません。
2. 但し、この場合の精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象となり得るものと考えられます。

問 4 9 . 原発作業員等の本件事故の復旧作業等を行った者についても、相当量の放射線に被曝した場合の精神的苦痛は賠償対象になるのか。

(答)

1. 中間指針では、避難等対象者が避難生活等を余儀なくされたことによる精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められています（中間指針第3の6）が、それ以外の者の精神的損害については、中間指針では明示されておりません。
2. 但し、原発作業員等の本件事故の復旧作業等を行った者が相当量の放射線に被曝した場合の精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象となり得るものと考えられます。

問50. 今回の中間指針で対象となっていない精神的苦痛は慰謝料支払の対象とはならないのか。

(答)

1. 中間指針において対象とされなかったものが、直ちに賠償の対象とならないというものではありません。
2. 中間指針においては対象とならなかった本件事故によるその他の精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとされています。

(b) 額・期間

問5 1. 交通事故の場合には時間の経過とともに傷が癒えていくが、今回の事故による避難の場合には帰れない日が延びるほど苦痛が増していくので、時間の経過によって損害額が半減するのはおかしいのではないか。

(答)

1. 中間指針においては、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っており、主として避難等の時期によって差を設けるのが適当とされています。
2. このため、慰謝料の算定にあたっては、地域コミュニティが広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われるなど最も精神的苦痛の大きい事故後6ヶ月間（第1期）は月額10万円を目安とし、その後、事故当初の突然の日常生活の基盤の喪失による混乱等という要素がなくなり、仮設住宅への入居が可能となるなど、長期間の避難生活のための基盤が形成され、避難先での新しい環境にも徐々に適応し、避難生活等の過酷さが避難当初より軽減された第1期以降6ヶ月間は、月額5万円を目安とするとされたところです。



問5 2. 精神的損害額の算定のうち、避難所のみ金額が加算されているのはなぜか。過酷な生活を送ったのは、どこに避難していても同じではないか。

(答)

1. 中間指針においては、正常な日常生活の維持・継続を長期間にわたり著しく阻害されているという点では全員共通した苦痛を被っていること、また、仮設住宅等に宿泊する場合と旅館・ホテル等に宿泊する場合とで、個別の生活条件を考えれば、一概には生活条件に明らかな差があるとは言えないことから、主として避難等の時期によって合理的な差を設けることが適当とされています。
2. 但し、避難当初の避難所等における長期間にわたる避難生活は、他の宿泊場所よりも生活環境、利便性、プライバシー確保の点で相対的に過酷な状況であったことは否定し難いため、避難当初の事故後6ヶ月間に限り、一定金額を加算することとされています。

問53. 慰謝料を日割りで請求することはできるのか。

(答)

中間指針では、損害額の算定は月単位で行うのが合理的とされていますが、これはあくまでも目安であることから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではないとされています。

(関連問) 屋内退避に伴う慰謝料も日割りで請求できるのか。

(答)

1. 指示解除日まで屋内退避を継続した者は、月額ではなく、一律に10万円が損害額の目安とされています。但し、これはあくまで目安ですので、日割りで請求することが妨げられるわけではありません。
  
2. なお、屋内退避指示期間中又は期間後に自主避難をされた方については、次のように考えられます。
  - (1) 屋内退避区域内に居住し、屋内退避指示の解除日より前に自主避難していた方は、屋内退避をしていた期間はすべて避難期間として算定され、本件事故日以降の避難に係る慰謝料（終期は別途検討）が認められるため、屋内退避に係る慰謝料は認められないとされています。
  - (2) 屋内退避区域内に居住し、屋内退避指示の解除日以降に自主避難した方は、
    - ア 引き続き計画的避難区域に指定された区域内に居住していた方で避難した方については、(1)と同じ。
    - イ 引き続き緊急時避難準備区域に指定された区域内に居住していた方のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等で自主避難した方については、平成23年6月19日までに避難をした場合は、(1)と同じ。他方、平成23年6月20日以降に避難した場合は、実際に避難した日以降の避難に係る慰謝料が認められるとともに、屋内退避に係る慰謝料も認められるとされています。上記以外の方については、平成23年6月20日以降に自主避難をした場合には、後者の屋内退避に係る慰謝料のみが認められるとされています。
    - ウ 屋内退避指示の解除により避難指示等の対象外となった区域

については、屋内退避に係る慰謝料のみが認められるとされています。

(3) 屋内退避指示期間中にいったん自主避難した後、同期間中に避難から帰宅した者は、基本的には上記1.と同じ扱いになると考えられます。

3. 以上の(1)ないし(3)の場合についても、日割りで請求すること自体は妨げられません。

問54. 現在避難をしていないが、これから避難をしても慰謝料は支払われるのか。

(答)

1. 中間指針においては、警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点から今後避難する者、及び緊急時避難準備区域から今後避難する子供、妊婦、要介護者、入院患者等については、避難に伴う精神的損害の賠償の対象とされています。
2. 損害額の算定は、避難開始日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日から開始することが合理的であるとされていますが、緊急時避難準備区域から今後避難する子供、妊婦、要介護者、入院患者等の方と特定避難勧奨地点から避難する方については、実際に避難した日から算定することとされています。

問55. 特定避難勧奨地点から避難した住民に係る精神的損害の起算点はいつか。

(答)

中間指針では、特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を損害発生の始期とするとされています。

問56. 第3期の期間は、最長でどのくらいが想定されるか。

(答)

第3期については、第3期のいずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備などが可能となるものと考えられますが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことは困難であるので、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて検討することとされています。

問57. 精神的損害の終期（第3期の期間）は、具体的にいつ頃示される予定なのか。

（答）

第3期については、第3期のいずれかの時点で避難生活等の収束の見通しがつき、帰宅準備や生活基盤の整備などが可能となるものと考えられますが、現時点ではそれがどの時点かを具体的に示すことは困難であるので、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて検討することとされています。



### ⑧就労不能等に伴う損害

問58. 家内労働者など、個人事業主等であって、委託等により他者の事業に従属する者の減収分については、就労不能等に伴う損害の対象ではなく、営業損害の対象となると考えてよいか。

(答)

個人事業主等であれば、原則として、就労不能等に伴う損害の対象ではなく、営業損害の対象となると考えられます。

問59. 就労不能等に伴う損害の期間は、最長でどのくらいが想定されるか。

(答)

1. 就労不能等に伴う損害の終期については、基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となった日とすることが合理的であるとしていますが、本件事故が収束していない中で、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとされています。
2. なお、その検討に当たっては、一般的には、就労不能等に対しては転職等により対応する可能性があると考えられることから、終期には一定の限度があること等に留意する必要があります。

問60. 就労不能等に伴う損害の終期は、今後具体的にいつ決められるのか。

(答)

1. 本件事故が収束していない中で、就労不能等に伴う損害についてどの時期までを賠償の対象とするかは、現時点で見通すことは困難であるため、改めて検討することとされています。
2. 今後、本件事故の収束、避難区域等の見直し等の状況の変化に伴い、必要に応じて検討を行っていくことになると考えられますが、その検討の具体的な時期はまだ決まっていません。

問 6 1. どの程度の就労であれば「特別の努力」を行ったことになるのか。

(答)

特別な努力については、例えば、早期に転職することや臨時の就労を行うこと等、一定の収入を得ることにより、本件事故による減収を早期に回復させるために特に行った努力などが該当すると考えられます。

(関連問.) 自警団で勤務したことは「特別の努力」に当たるのか。

(答)

自警団で勤務し、早期に職に就いて収入を得る努力をしている場合には、「特別の努力」を行った者に当たり得ると考えられますが、個別具体的な事情に応じて判断されます。

問62. もし、就労により収入を得ても休業損害に係る賠償金から控除されるのなら、働いても働かなくても得られるお金は同じで、働かない方が良いのではないか。

(答)

1. 就労不能等に伴う損害については、将来にわたっていつまでも賠償がなされるわけではなく、合理的な範囲における終期が改めて検討されることとなります。
2. その検討に当たっては、早期の転職や臨時の就労等特別の努力を行った者が存在することに留意することとされています。
3. このため、早期に職に就いて収入を得ることはそもそも被害者の方々自身にとっても有益なことですが、終期の検討に当たってもこのことは配慮されることとなります。

## ⑨財物価値の喪失又は減少等

問 6 3 . 代替性がない財物として、住宅や宅地は含まれるのか。

(答)

1. 中間指針においては、代替性がない財物については、例外的に、合理的な範囲内で当該財物の客観的価値を超える修理、除染等の費用についても賠償の対象になるとされています（中間指針第3の10の（備考）4）。
2. 当該財物の代替性の判断に当たっては、指針の中に文化財や農地といった例示をあげていますが、宅地や住宅も、個別の事情によっては当たり得ると考えられます。いずれにしても、最終的には具体的な事情に基づいて個別に判断されるものと思われます。

問 6 4. 減価償却が終わった資産について、簿価を基準に財物の価値を算出することは認められるのか。

(答)

1. 中間指針においては、損害の基準となる財物の価値は、原則として本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とされていますが、時価の算出が困難な場合は、例外的に企業慣行に従った帳簿価額を基準として算出することも考えられるとされています(中間指針第3の10(備考)5)。
2. 減価償却が終わった資産につき、簿価を基準として財物価値を算出することが適切か否かも、個別具体的に判断されることとなります。



問 6 5 . 避難している間に自宅が窃盗に遭った場合の被害は賠償の対象になるのか。

(答)

避難している間に自宅が窃盗に遭った場合、原則的には窃盗犯が賠償すべきものであり、中間指針では賠償の対象として明示されておりませんが、本件事故による避難等がなければその窃盗を防止できたと認められる場合には、東京電力株式会社が賠償すべき損害と認められる可能性があります。

問 6 6 . 避難指示等区域内の設備・器具・土地・建物等が被曝したことによる価値の喪失又は減少や除染費用等は賠償の範囲か。

(答)

中間指針において、放射性物質の汚染による動産・不動産等の財物の価値が下落した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染のための費用等が必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるとされています(中間指針第3の10の(指針)Ⅱ)。

問 67. 避難指示等区域内の建設現場における足場、重機等の設備・器具等が被曝したことによる事業（建築物等）のやり直しに必要な追加費用は賠償の範囲か。

（答）

1. 中間指針において、放射性物質の汚染による動産・不動産等の財物の価値が下落した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染のための費用等が必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となるとされています（中間指針第3の10の（指針）Ⅱ）。
2. 避難区域等内の設備・器具等が被曝したことによる事業（建築物等）のやり直しに必要な追加的費用についても、1. の財物価値の喪失又は減少等に該当するのであれば、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象となると考えられます。

問 6 8 . 避難指示等区域外の土地について、財物価値の喪失又は減少や除染費用等の損害は賠償の対象となるのか。

(答)

1. 中間指針においては、土地の財物価値の喪失又は減少については、避難指示等区域内のもののみ、賠償すべき損害として挙げられています（中間指針第3の10）。
2. また、土地の除染費用については、避難指示等区域内のものに加え、政府等による出荷制限指示等に係る営業損害としての例示（同指示等の解除後の農地の除染費用）や、その他の政府指示等に係る営業損害としての記述（校庭・園庭における放射線量の低減費用）等があり、いずれの場合も、必要かつ合理的な範囲で賠償の対象となるとされています。
3. なお、避難指示等区域外の土地について、中間指針に記述のない財物価値の喪失又は減少や除染費用等であっても、直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて賠償対象と認められることがあります。

問 69. 避難指示等区域外で、自主的に避難した賃借人の未収賃料は賠償の範囲か。

(答)

1. 中間指針では、不動産関連契約の途中破棄等に係る損害については、本件事故がなければ当該契約が継続していたとの現実性が認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとされていますが、これはあくまで避難指示等区域内にある不動産の場合を対象としています（中間指針第3の10の（備考）6）。
2. したがって、避難指示等区域以外の地域で不動産関連契約の途中破棄等に係る損害が発生した場合は、中間指針では明示されていないため、個別に判断されることとなります。